中神駅北側地区
住居表示説明会

昭島市公式キャラクター
アッキー＆アイラン

第１回　令和７年５月15日（木）　19:00～
第２回　令和７年５月17日（土）　10:00～
第３回　令和７年５月21日（水）　19:00～
第４回　令和７年５月25日（日）　10:00～

※第１回～第４回の説明はすべて同じ内容です。

本日の目次

１　部長挨拶

２　説明議題

（１）住居表示の概要について

（２）今後のスケジュールについて

（３）町区域の新設に関する市民懇談会について

（４）よくある質問について

３　質疑応答

４　その他

１　ご挨拶

昭島市市民部長

2　説明

昭島市市民部市民課

中神駅北側地区の住居表示に係る経過

・昭和52年９月：市長から住居表示審議会に住居表示未実施地区全域に町割りと町の名称を示すよう諮問。

・昭和54年３月：住居表示審議会から市長に答申。本地区の町割り及び名称が決定。（土地区画整理事業の進捗や状況によって変更可能と付帯意見あり）

・昭和62年８月：武蔵野二丁目及び三丁目の住居表示実施。（武蔵野一丁目を含む本地区については、土地区画整理事業の完了に合わせて住居表示を実施するとした。）

・令和 ７年２月：市長が市議会において、中神土地区画整理事業の完了を見据え、**本地区の住居表示実施を表明**。

（１）住居表示の概要

住居表示の概要について

そもそも住居表示とは？

・住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）

→わかりやすく、合理的な住所のつけ方を制定

表記例：○○町一丁目　　○番　　○号

町名　　街区符号　住居番号

街区符号とは

・新しい町の中で、道路や水路などを基準にさらにいくつかのブロックに区切り、順番に番号を付ける。この番号のついたブロックのことを「**街区**」という。

・街区についた番号を街区符号といい「**○番**」で表す。

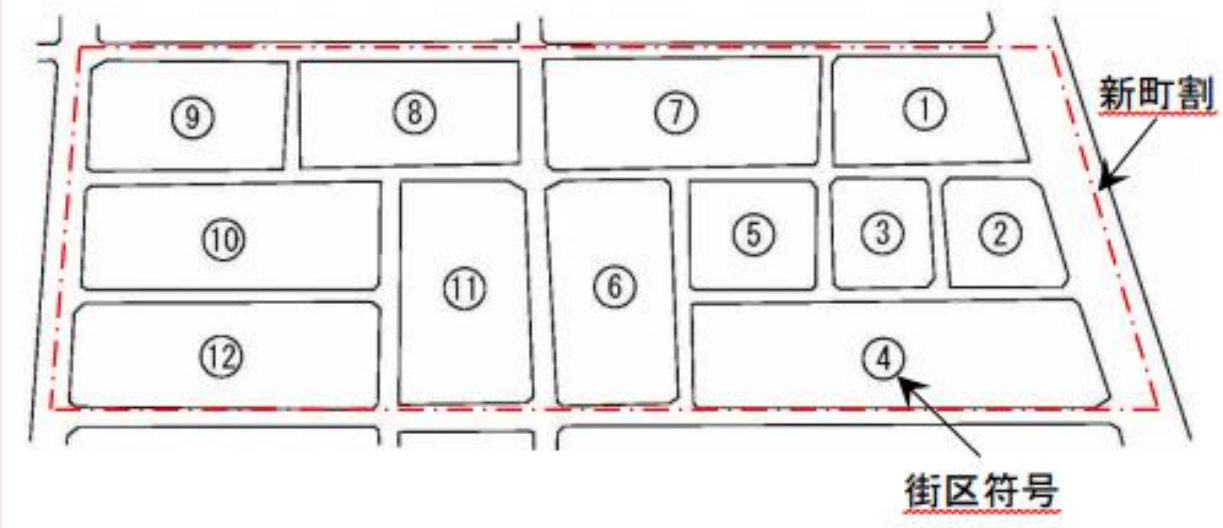

住居番号とは

・街区ごとに、周囲に一定の間隔で順番に基礎番号を付ける。建物の主要な出入口がどの基礎番号に当たるかによって決定する。

・この番号を**住居番号**といい「**○号**」で表す。

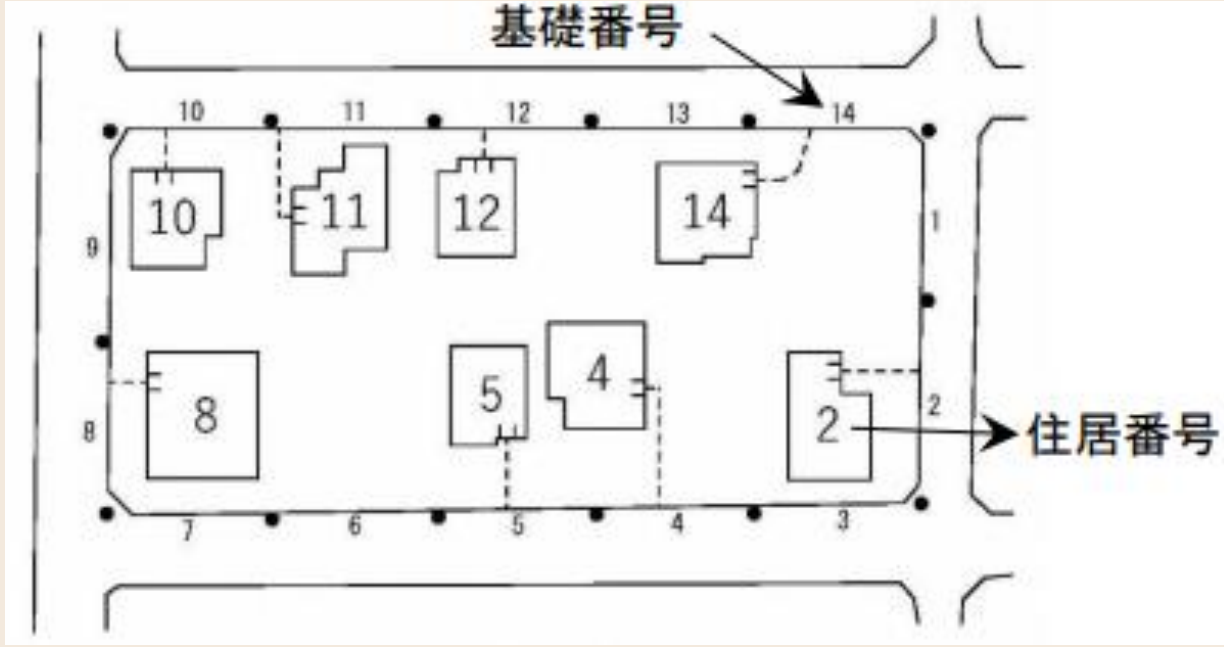

住居表示を実施すると

・効果１：目的の場所がイメージしやすくなる。
（例　一定のルールに基づいた付番システム）
・効果２：町の境界と見た目の境界が一致する。
（例　道路・線路等で区切られる…）
・効果３：識別性の向上
（例　宮沢町は線路の南側にもある…）

現在の住所

土地の地番を用いて住所を表す方法以外はない・・・

→不規則な付番、表示桁の増大、広大な土地に複数の建物が存在

表記例：○○町　○○○○番地○○

町名　　地番

現在の住所の事例

例：中神町番地地区

・広い範囲にわたって、枝番の100番台まで不規則に住所が並んでいる。

・桁数（４桁＋３桁）が大きく、地図で表すとわかりづらく探しづらい。

・同じ番地を住所としている方が複数いる。

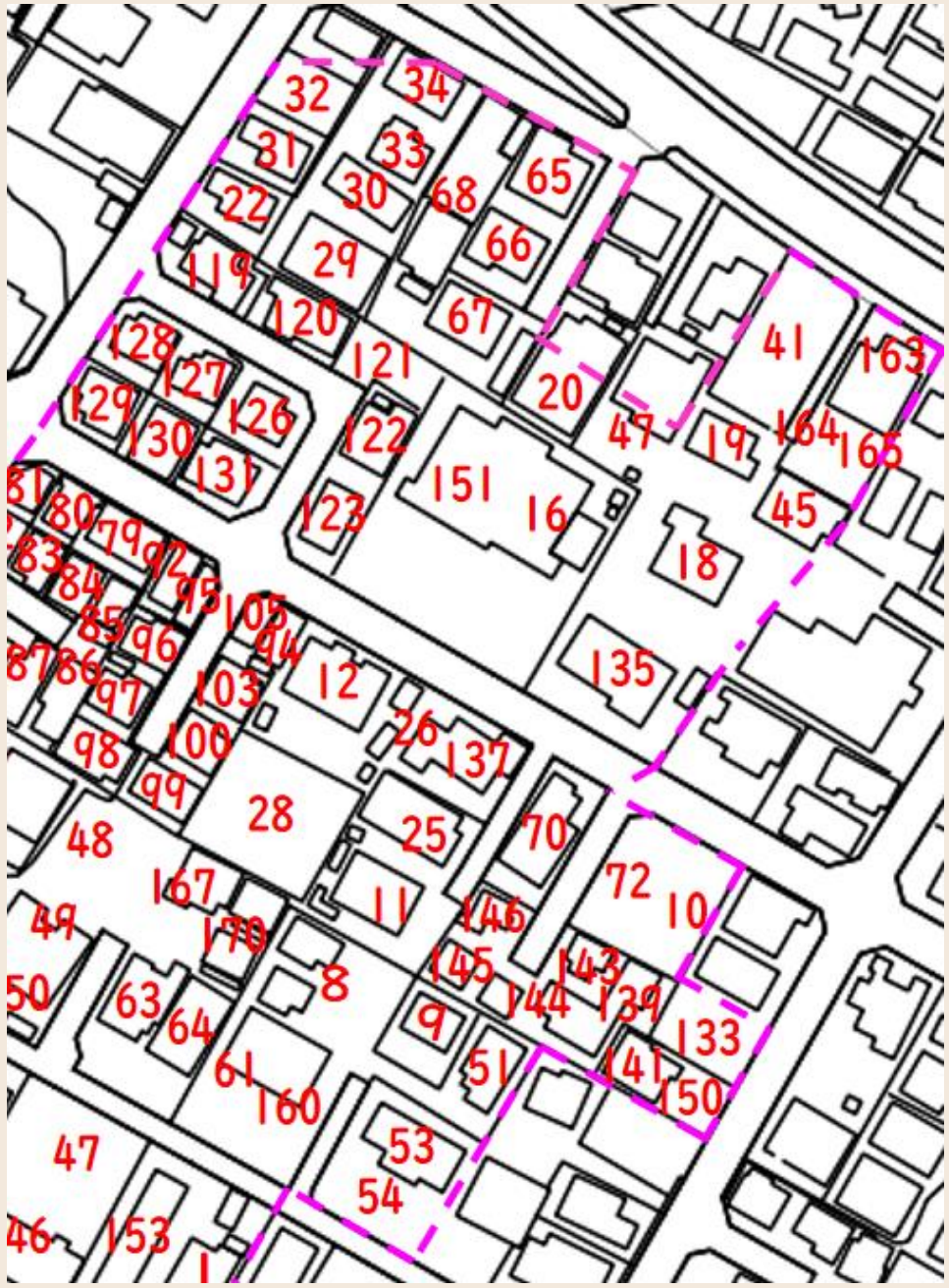

昭島市の住居表示について

・昭和40年５月実施：朝日町・昭和町・玉川町
↓断続的に実施
・平成５年８月実施　：宮沢町一丁目～三丁目
↓しばらく実施せず
・平成28年４月実施：もくせいの杜一丁目～三丁目
・令和６年８月実施　：代官山一丁目～三丁目

昭島市の住居表示について

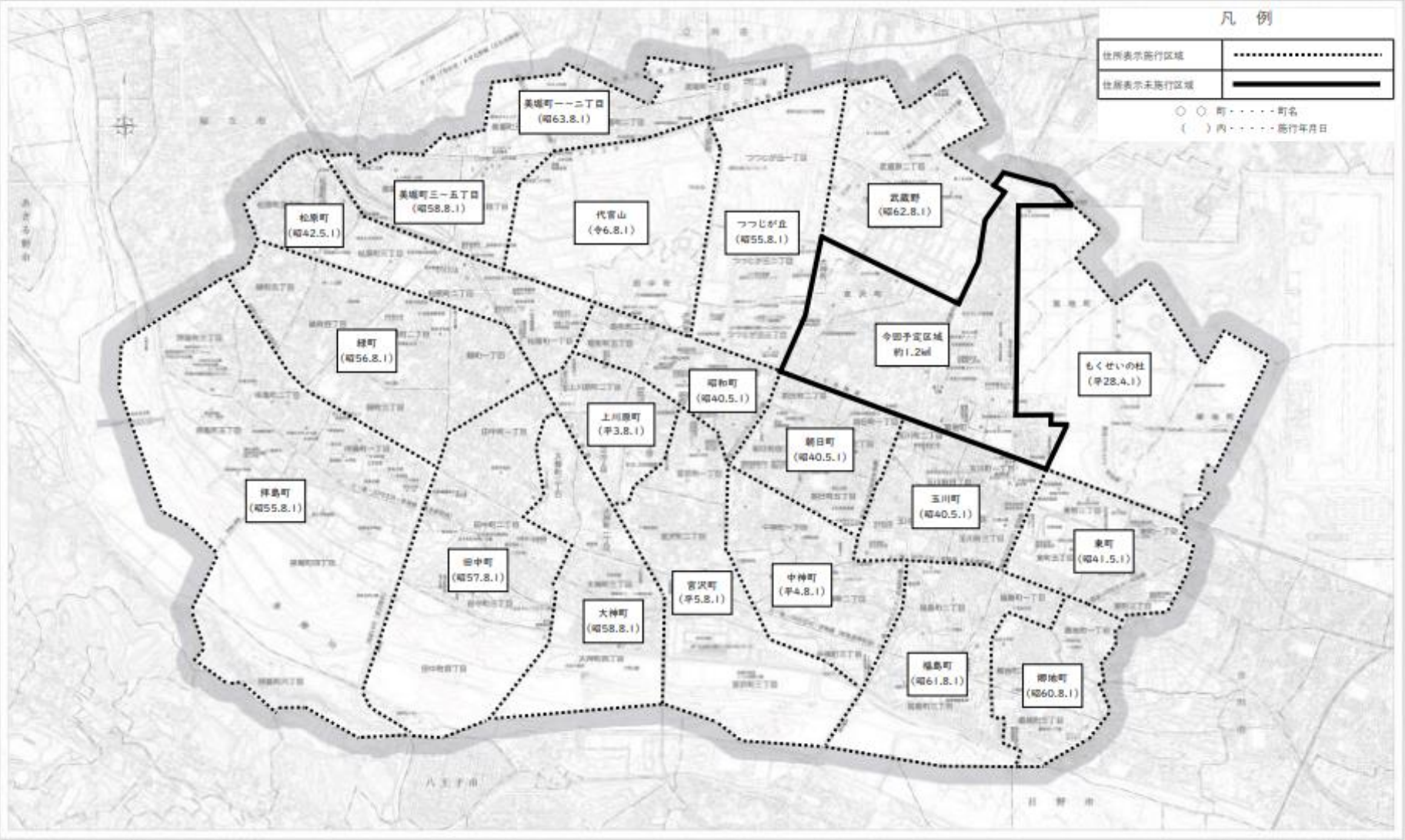

住居表示実施予定区域について

・中神町、宮沢町、福島町、築地町、大神町の５つの町が混在している。（大神町は住所としては存在しない。）

・中神土地区画整理事業区域や中神駅北側地域整備計画区域を含む。

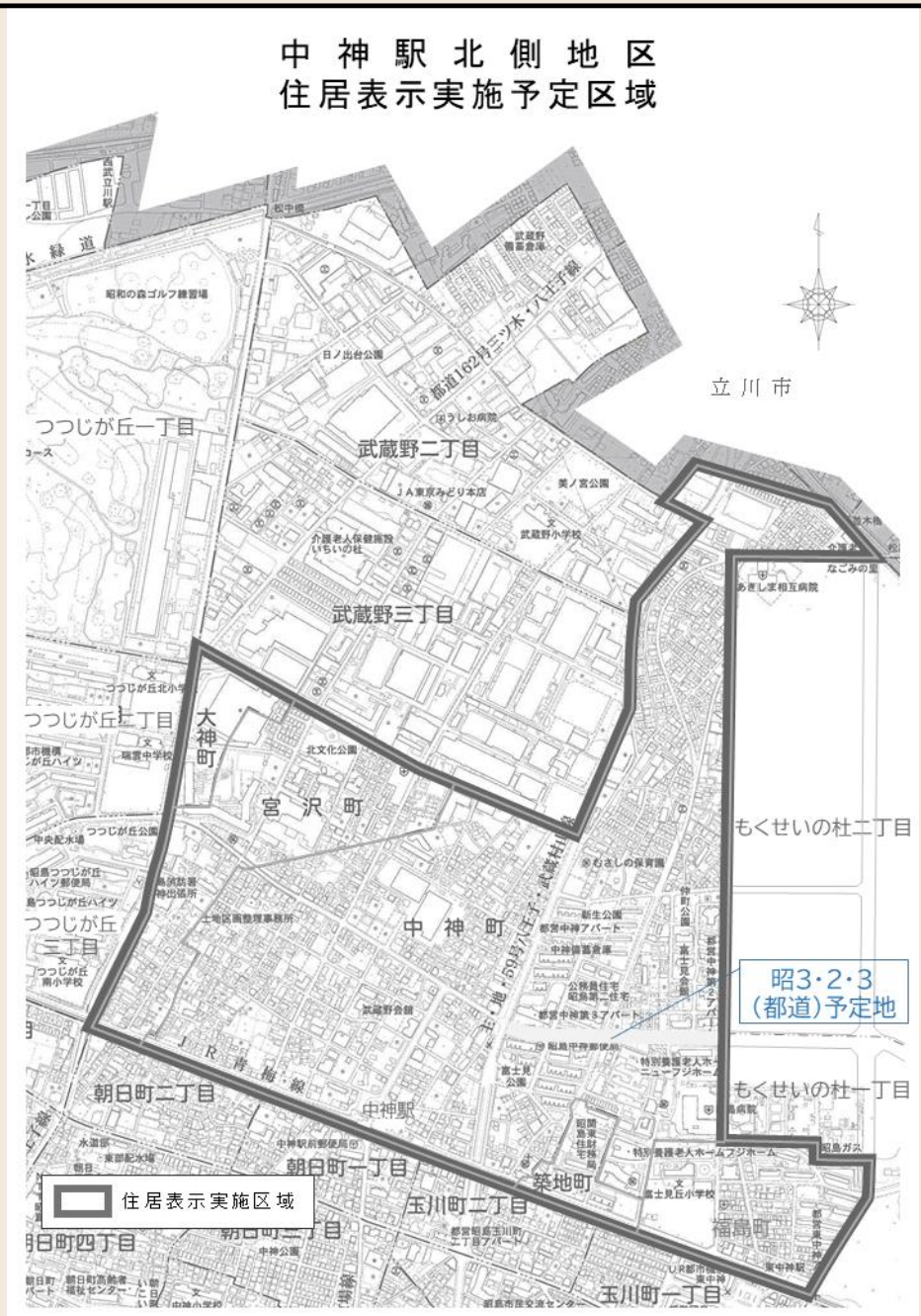

（２）今後のスケジュールについて

住居表示実施までの流れ（予定）

●住居表示実施（令和10年頃）
（新住所使用開始）
★住所変更手続きが可能に
●新住所の告示

○住居表示手続き説明会

○現地調査、街区符号及び住居番号設定

●町区域及び町の名称が確定
★住居表示実施期日が確定

【後半】

○市議会へ議案提出
○町区域及び名称の変更案の公示
○審議会答申
○昭島市住居表示審議会諮問
○報告書（町名案・町割り案）を市長へ提出

▶▶▶

○中神駅北側地区の住居表示実施に向けた市民懇談会開催
○市民懇談会会員公募開始
○住居表示説明会（本日）

【前半】

今後の予定について

・住居表示実施までの流れについては、進めていく中で**変更になる可能性**がございます。

・今後、市からの情報提供として「**昭島市住居表示ニュース**」を市の公式ホームページに随時、掲載させていただきますので、是非お読みください。更新があった場合は、市公式Xなどでお知らせいたします。

（３）町区域の新設に関する市民懇談会について

市民懇談会の内容について

・構成：区域内の自治会の代表の方や公募会員など計２０名程度で構成。

・開催予定期間：令和７年８月から令和８年夏頃まで

・主な議題①：「町割り」

⇒どこからどこまでを何町とするか？

⇒町の名称をどうするか？

市民懇談会の内容について

・主な議題②：「丁目割り」

⇒何丁目まで設けるか？

⇒丁目をどこで分割するか？

「町割り」・「丁目割り」の事例（代官山実施時）

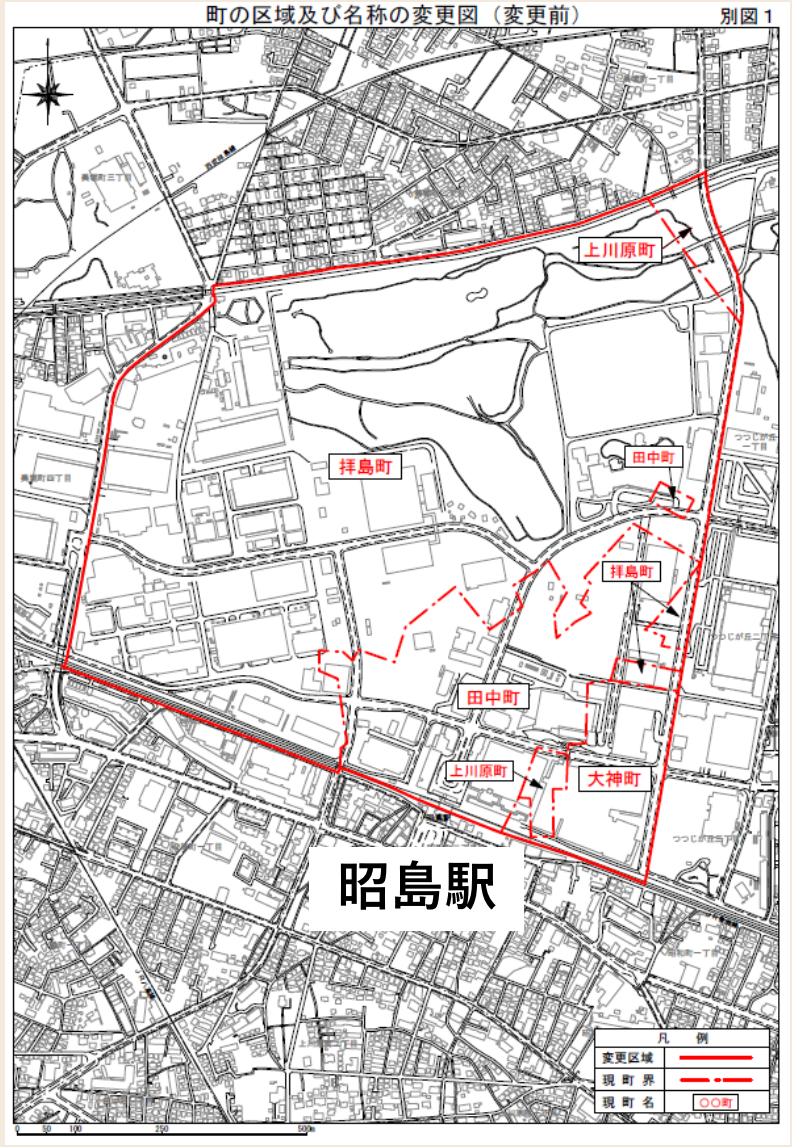

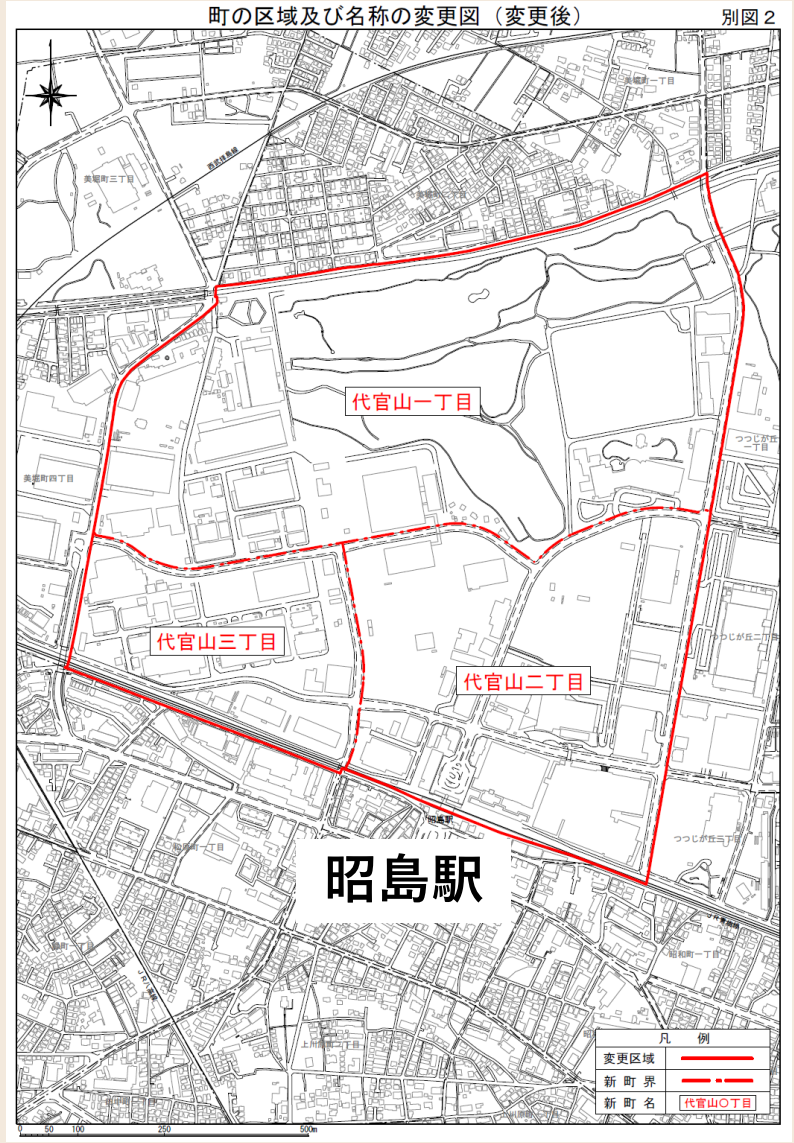

市民懇談会の内容について

・最終的に、懇談会における話し合いの結果を報告書にまとめ、**市長へ報告**します。報告書は、昭島市住居表示審議会における審議の対象となる予定です。

市民懇談会の会員を公募します

・募集の期間：６月１日から６月30日
・募集人員：４名（簡単な論文審査があります）
・応募資格：
①今回の実施予定区域内在住の個人または所在する法人にお勤めの方
②公募時点で18歳以上の方
③土日に開催する会議に出席できる方
④昭島市議会議員、各行政委員会委員、市職員ではない方

市民懇談会の会員を公募します

・申し込み方法：

　応募理由書（400字程度。様式は問いません。）に、**住所・氏名・年齢・電話番号**を記入し、**６月30日（必着）**までに市民課住居表示担当まで郵送または持参。**メール**や**インターネット上の申請フォーム**からの申し込みも可能です。詳しくは後ほど市ホームページに掲載します。

・懇談会の開催期間：令和７年８月から令和８年夏頃（予定）まで６～７回程度開催

・報酬：なし

（４）よくある質問と回答について

Ｑ１．町の区域や名称の案は決まっているのですか？

・昭和54年の住居表示審議会答申で一度示されておりますが、長い期間が経過していることから**改めて検討**していきます。

・ただし、**武蔵野一丁目**については、すでに既存の二丁目～三丁目が存在することから、町区域の設置を前提として進めていきます。

中神駅北側地区
住居表示実施予定区域図

Ｑ２．住所が変わるとどのような手続きが必要になりますか？

みなさまに手続きしていただくもの（例）

・マイナンバーカード、運転免許証

・銀行、クレジットカード、携帯電話など

・不動産登記簿の権利部、商業・法人登記の住所変更

Ｑ２．住所が変わるとどのような手続きが必要になりますか？

手続きが不要なもの（例）

・住民票、戸籍謄本・戸籍の附票（各種公簿類）

・不動産登記簿の表題部

・電気（東京電力）、ガス（昭島ガス）、水道、NHKなど

・市が発行する保険証類、パスポートなど

Ｑ２．住所が変わるとどのような手続きが必要になりますか？

令和６年８月１日に住居表示した代官山一丁目～三丁目の**「住居表示手続きのしおり」**を、昭島市ホームページで公開していますので、参考にしてください。

■URL⇒https://www.city.akishima.lg.jp/s025/010/040/140/20240425104033.html

Ｑ３．実施に伴う費用は市で負担してもらえますか？

・申し訳ございませんが、市が負担することはできません。封筒や名刺などの住所が書かれた消耗品につきましては、**住居表示実施の時期が１年以上前に明らか**になりますので、その間にご調整をお願いいたします。

・住所の変更をお知らせするハガキを無償でお配りする予定ですので、必要に応じてご活用いただけます。

Ｑ４．郵便番号は変わりますか？

・町名が変更になると、**郵便番号は変わります**。

・新しい郵便番号は、新住所を通知するときに合わせてお知らせする予定です。また、日本郵便（株）様のホームページでも事前に公開される予定です。

3 質疑応答

ご清聴ありがとうございました

ご不明な点がありましたら
お気軽にお問い合わせください

＜担当窓口＞

〒196-8511　昭島市田中町一丁目17番１号

１階１番窓口

昭島市役所　市民部　市民課　住居表示担当

電話：042-544-4479（直通）